

旭川医科大学学術研究表彰実施要項の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年1月29日学長裁定)

旭川医科大学学術研究表彰実施要項の一部を改正する細則

旭川医科大学学術研究表彰実施要項（令和5年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(表彰式等)</p> <p>第7 表彰式は、実施年度に一度行い、表彰者には<u>表彰状及び副賞として研究費20万円</u>を学長から授与する。</p> <p>2 表彰者は、学長から要請があった場合は、受賞にかかる研究成果に関する記念講演等を行うものとする。</p> <p>3 表彰については、本学ホームページ等を通して、広く社会に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年1月29日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>表彰者に対し、副賞として研究費を配分し、もって本学の更なる研究の活性化を図るため所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(表彰式等)</p> <p>第7 表彰式は、実施年度に一度行い、表彰者には表彰状を学長から授与する。</p> <p>2 表彰者は、学長から要請があった場合は、受賞にかかる研究成果に関する記念講演等を行うものとする。</p> <p>3 表彰については、本学ホームページ等を通して、広く社会に周知するものとする。</p> <p>(略)</p>